特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正（案）

※国基準はすべて従うべき基準

項目	国基準	市基準
特定教育・保育施設等との連携	（第四十二条） ◎ 代替保育 代替保育に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所（以下、「連携施設」）の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の要件を全て満たすと認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができる。 （1）連携協力者との間で役割及び責任分担ができていること （2）連携協力者の本来の業務に支障が生じないよう措置されていること ◎ その場合、次に掲げる区分に応じ、連携協力者を適切に確保しなければならない。 （1）事業実施場所以外において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者 （2）事業実施場所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 ◎ 卒園後の受け皿 卒園後の受け皿に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、卒園後の受け皿に係る連携施設を確保しないこととすることができる。 ◎ その場合、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを卒園後の受け皿に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）企業主導型保育事業に係る施設 （2）地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設	（第四十二条） 国基準どおり（代替保育に係る部分は除く）

項目	国基準	市基準
連携施設に関する特例	（第四十二条） ◎ 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、保育内容の支援及び代替保育の提供に係る連携協力を求めることを要しない。 ◎ 満三歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育所については、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保をしないことができる。	（第四十二条） 国基準どおり
連携施設に関する経過措置	（附則第五条） ◎ 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	（附則第五条） 国基準どおり